

独立行政法人統計センター贈与等報告書閲覧要領

平成15年5月22日

理事長決定

最終改正 令和6年2月22日

(目的)

第1条 この要領は、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第13条第2項及び第3項の規定に基づき、独立行政法人統計センターにおける国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第6条第1項の贈与等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧手続)

第2条 報告書の閲覧請求及び閲覧は、原則インターネットを利用して行うものとする。

(閲覧請求)

第3条 閲覧者は、独立行政法人統計センターホームページに掲載されている別記様式1の贈与等報告書閲覧請求書（以下、「閲覧請求書」という。）に必要事項（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、閲覧を希望する報告書の対象期間）を入力し、閲覧請求用のメールアドレス宛に閲覧請求を行うものとする。

(閲覧方法)

第4条 報告書は、電子メールを利用して閲覧に供するものとする。

(インターネットを利用した閲覧手続に係る留意事項及び遵守事項)

第5条 閲覧者は、次の各号に留意するものとする。

- (1) インターネットを利用した閲覧手続は、連絡可能な電話番号及びメールアドレスを持ち、Word ファイル及び PDF ファイルの送受信ができることを前提とする。
- (2) 閲覧請求の内容に不備が確認された場合は、閲覧請求書に入力された連絡先に照会を行った上で閲覧に供する。
- (3) 閲覧者は、閲覧情報の目的外利用（事実誤認をさせるような不当な情報の加工、流用、二次利用等）は行わないこと。
- (4) 閲覧者は、閲覧情報の閲覧終了後は、閲覧情報を復元できない状態に削除・廃棄すること。

(インターネット利用以外の閲覧手続)

第6条 インターネットを利用した閲覧手続により難しい場合は、次の各号により閲覧に供する。

(1) 閲覧場所

報告書の閲覧場所は、独立行政法人統計センター（東京都新宿区若松町19番1号総務省第二庁舎内）において、総務部人事課職員係（以下「閲覧事務担当者」という。）が指定する場所とする。

(2) 閲覧日及び閲覧時間

報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第15条第1項各号に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 報告書の持出し禁止

報告書は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

(4) 報告書の取扱上の注意

報告書は丁寧に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(5) 閲覧手続及び方法

閲覧を希望する者は、別記様式2の贈与等報告書閲覧申込書に必要事項を記入の上、閲覧事務担当者に提出し、閲覧事務担当者から報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は、当該報告書を閲覧事務担当者に返却するものとする。

(6) 違反時の閲覧中止

理事長又はその委任を受けた者は、この定めに違反する者に対し、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止させることができる。

(7) その他の遵守事項

閲覧者は、第1号から第6号までに定めるもののほか、総務省第二庁舎管理規則に定める管理責任者の指示若しくは命令を遵守しなければならない。

附 則

この要領は、平成15年6月6日から施行する。

附 則（平成17年3月24日理事長決定）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日理事長決定）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日理事長決定）
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日理事長決定）
この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和6年2月22日理事長決定）
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

贈与等報告書閲覧請求書

独立行政法人統計センター理事長 殿

贈与等報告書の閲覧を請求します。

なお、閲覧に当たり、次のことについて遵守します。

- ① 閲覧情報の目的外利用（事実誤認をさせるような不当な情報の加工、流用、二次利用等）は行わないこと。
- ② 閲覧情報の閲覧終了後、閲覧情報を復元できない状態に削除・廃棄すること。

ふ り が な 閲 覧 者 氏 名	
閲 覧 者 住 所	
閲 覧 者 電 話 番 号	
閲 覧 者 メール ア ド レ ス	
閲 覧 を 希 望 す る 報 告 書 の 対 象 期 間 ※	

※記入例) ○○年第○四半期分から○○年第○四半期分まで

別記様式2

贈与等報告書閲覧申込書

独立行政法人統計センター理事長 殿

贈与等報告書の閲覧を申込します。

閱 覧 日	年 月 日
ふ り が な 閱 覧 者 氏 名	
閱 覧 者 住 所	
閱 覧 者 電 話 番 号	
閲覧を希望する報告書 の対象期間※	

※記入例) ○○年第○四半期分から○○年第○四半期分まで。